

国民健康保険

●国民健康保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
国民健康保険	国民健康保険の資格喪失	被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 世帯主、同一世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の被保険者証または資格確認書 ・同世帯で国民健康保険に加入している方全員分の被保険者証または資格確認書 ・本人確認書類 ・世帯主のマイナンバーが分かるもの 	国民健康保険課 国保資格係 1階 7番窓口 (国保加入・離脱) 内線 362
	国民健康保険の記載事項の変更	世帯主が亡くなられた場合で、同世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 同一世帯の方(新しい世帯主)		
	葬祭費の請求	被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方(喪主)に対し5万円が支給されます。 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方(喪主)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の被保険者証または資格確認書 ・喪主の認印 ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類 	国民健康保険課 国保医療係 1階 7番窓口 (国保医療) 内線 357・358

後期高齢者医療保険

●後期高齢者医療保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険の資格喪失	被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【手続きができる人】 親族	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の被保険者証または資格確認書 ・減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証(交付を受けている方のみ) ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類 	国民健康保険課 高齢者医療係 1階 9番窓口 内線 353・359
	葬祭費の請求	被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方(喪主)に対し、5万円が支給されます。 【期限】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方(喪主)		